

水戸商工会議所生命共済制度「かいらく共済」の独自給付に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、水戸商工会議所（以下、「商工会議所」という。）が運営する生命共済制度「かいらく共済」（福祉団体定期保険。以下、「主契約」という。）において保障対象にならない病気入院並びに事故通院等について、これを補完するため、商工会議所が独自の見舞金及び祝金、補助金の給付制度（以下、「独自給付」という。）を設けるとともに、これらの支給に関する諸手続き等必要な事項を定めることにより、独自給付の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 独自給付の対象者は、主契約に加入する商工会議所の会員事業所の事業主、役員、家族従業員を含む従業員（以下、「被保険者」という。）とする。

(運営費)

第3条 独自給付に係る運営費は、主契約の掛金に含まれる制度運営費の一部をもってあてる。

(責任開始日)

第4条 独自給付の責任開始日は、主契約の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 独自給付の保障期間は、主契約の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 主契約が効力を失った場合には、独自給付は同時に効力を失う。

(給付金の内容)

第7条 商工会議所は、主契約の被保険者が独自給付の保障期間中に次のいずれかに該当した場合、給付発生日の口数を基準として別表1に定める額を給付金として支払う。ただし、主契約更新日（毎年4月1日）をまたぐ給付金請求の場合は、翌事業年度の給付対象とする。

- (1) 病気入院見舞金…病気治療のため5日以上継続入院したときに、病気入院見舞金を支払う。ただし、1年以内の同一事由での入院を除く。
- (2) 事故通院見舞金…不慮の事故を直接の原因として5日以上通院したときに、事故通院見舞金を支払う。ただし、1年以内の同一事由での事故通院を除く。
- (3) 結婚祝金……………被保険者が結婚したとき、結婚祝金を支払う。また、被保険者として加入している同士が結婚したときは、それぞれに結婚祝金を支払う。
- (4) 出産祝金……………被保険者又は被保険者の配偶者に子供が生まれたとき、出産祝金を支払う。このとき、多胎児の場合は出産人数分の祝金を支払う。また、夫婦の両者が被保険者として加入している場合は、それぞれに出産祝金を支払う。
- (5) 成人祝金……………被保険者が満20歳の誕生日に達したとき、成人祝金を支払う。
- (6) 満了健康祝金………被保険者が満70歳6カ月に達し、継続加入期間満了を迎えたときに満了健康祝金を支払う。ただし、加入期間10年以上の被保険者に限る。
- (7) 健康診断助成金…被保険者が商工会議所主催の生活習慣病健康診断を受診したとき、その受診料の一部を助成する。

(給付請求手続)

第8条 被保険者が前条に定める事項に該当したとき、この被保険者が所属する会員事業所は、速やかに商工会議所に通知して別に定める給付請求書の交付を求めるとともに、これに別表2に定める証明書類を添付して請求手続を行うものとする。

(給付できない場合)

第9条 商工会議所は、被保険者が第7条に定める事項に該当し給付請求があった場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

- (1) 支払事由発生日から1年間を経過して請求があったとき。ただし、第7条第1号および第2号、第5号に該当する見舞金・祝金は、支払事由発生日から3年間を経過して請求があったときとする。
- (2) 会員事業所または被保険者の虚偽の請求によるとき。
- (3) 自然災害・戦争・テロ等および放射性・爆破性等有害による事故によるとき。
- (4) 第7条第1号および第2号に該当する見舞金で、継続入院または事故通院日数5日目の日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。
- (5) 第7条第2号に該当する見舞金で、主契約の事故入院給付対象となった通院のとき。また、被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔および酒気帯運転を原因とする事故、法令に定める運転資格を持たない事故のとき。
- (6) 第7条第3号から第7号に該当する祝金・助成金で、給付条件を満たした場合であっても、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されず、主契約が失効になったとき。

(支払留保期間)

第10条 商工会議所は、被保険者が第7条の規定に該当した場合であっても、次の各号に該当するときは支払いを留保する。

- (1) 第7条第1号および第2号に該当する見舞金で、継続入院または事故通院日数5日目の日が属する月の月額掛金が入金されていないとき。ただし、入金が確認されるときは、その月の翌月10日に支払う。
- (2) 第7条第3号から第7号に該当する祝金・助成金で、支払事由発生日が属する月の月額掛金が入金されていないとき。ただし、入金が確認されたときは、その月の翌月10日に支払う。

(給付金支払日及び支払方法)

第11条 第7条の給付金は、原則として毎月25日で締め切り、翌月10日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日に支払うものとする。

2 前項の支払いは、原則として会員事業所を受け取り窓口とし、主契約保険料の振替口座に振り込むことにより支払う。

(時効)

第12条 独自給付の請求は、事由発生日から1年以内(翌年の当該日前日まで)とし、以後は請求権を失う。ただし、第7条第1号および第2号、第5号に該当する見舞金・祝金の請求権は、支払事由発生日から3年間以内(当該日前日まで)とし、以後は請求権を失う。

(規程の変更)

第13条 この規程は、特に定めるもののほか、商工会議所会頭が改廃する。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、商工会議所専務理事がその都度定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. 前項にかかわらず、旧生命共済制度(以下、「旧制度」という。)の被保険者が主契約への移行に同意し、かつ、主契約に継続加入したときは、次のとおりとする。
 - (1) 旧制度加入中に発生した事由については、独自給付の対象外とする。
 - (2) 第7条第6号(満了健康祝金)で規定する「加入期間10年以上」には、旧制度における継続加入期間を加える。

付 則

1. 第9条(給付できない場合)第1号および第12条(時効)の改正規定は、平成22年7月13日から実施する。
2. 前項にかかわらず、関係法律の改正主旨に則り、当該事由発生日は平成22年4月1日以降とする。

〔別表1〕 第7条関係

見舞金・祝金・助成金給付額表

給付の種類	給付の内容	給付金額
病気入院見舞金	被保険者が病気により5日以上継続入院した場合 (1年以内の同一事由を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・主契約が1口～2口 一律 10,000円
事故通院見舞金	被保険者が不慮の事故により5日以上実通院した場合 (1年以内の同一事由を除く)	
出産祝金	被保険者もしくは配偶者が出産した場合(多胎児の場合は人数分)	<ul style="list-style-type: none"> ・主契約が3口～4口 一律 15,000円
結婚祝金	被保険者が結婚した場合。また、被保険者同士が結婚した場合は双方に支払う	<ul style="list-style-type: none"> ・主契約が5口～6口 一律 20,000円
成人祝金	被保険者が満20歳を迎えた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・主契約が7口～8口 一律 25,000円
満了健康祝金	加入10年以上の被保険者が満70歳6カ月に達し、継続加入期間満了を迎えた場合	
健康診断助成金	当所が実施する生活習慣病健康診断受診者で、受診時に被保険者である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・受診者1名につき 一律 2,000円

〔別表2〕 第8条関係

見舞金・祝金・助成金給付請求書に添付する証明書類

所定のお見舞金・お祝い金・助成金請求書のほか、下記の証明書類が必要です。

給付の種類	必要書類
病気入院見舞金	入院の開始日及び終了日が確認できる診断書・入院証明書借もしくは領収書等の原本又は写し(他生保提出分控えでも可)
事故通院見舞金	不慮の事故通院が確認できる通院証明書もしくは領収書の原本又は写し(他生保提出分控えでも可)
出産祝金	戸籍抄本・住民票・母子手帳出生届済証明もしくは健康保険証等続柄が記載されていて出生を確認できるものの写し
結婚祝金	婚姻を証明できる戸籍謄本・戸籍抄本もしくは結婚受理証明書等の写し
成人祝金	生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートもしくは身分証明書等の写し
満了健康祝金	加入者証および生年月日が証明できる住民票・運転免許証・健康保険証・パスポートもしくは身分証明書等の写し
健康診断助成金	水戸商工会議所が主催する生活習慣病健康診断申込書の写しおよび実際に加入者が受診したことを証明できる書類等の写し

※ 水戸商工会議所では、必要に応じ、上記以外の証明書等の提示や調査を行うことがあります。